

もっと身近に弁護士を! そんな声にこたえる保険

弁護の自からのご案内

【「弁護のちから」にご加入の皆さまへ 】

2023年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、弁護士費用補償の補償内容等の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ずパンフレットをご確認ください。

弁護士費用総合補償特約セット傷害総合保険

こどものいじめ



現代社会を 取り巻く さまざまな トラブル

ストーカー被害



インターネット通販詐欺



誹謗中傷



弁護のちからは、 法的トラブルに巻き込まれたときの 弁護士費用を補償します。

★「弁護士紹介サービス」付き



保険期間

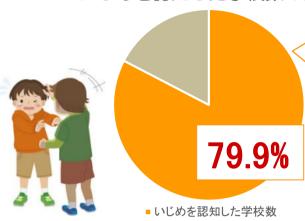
お申込手続完了日の翌月1日 から1年間

※お申込手続 完了 日が毎月 20 日(23 時 59 分 59 秒)までの場合は、翌月1日が保険始期となり、 21日以降の手続き完了の場合は、翌々月1日が保険始期となります。

あなたの日常にも潜んでいます! 現代社会を取り巻くさまざまなトラブル

こどものいじめ

いじめを認知した学校数の割合



全学校数のうち **約8割**がいじめ を認知していま す!また、1校 当たりの認知件 数は**16.8件**に 上ります!

発生しています。

こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった

相手方の対応が悪く、
誠実な対応をしてくれない

相手の親と うまく話せるか 不安… 私

た

ち

のちから

に

なって

<

れ

る

も

D

があ

った

5



出典: 令和3年文部科学省初等中等教育局児童生徒課 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導」

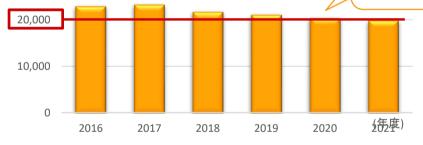
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

ストーカー被害

(件数) ストーカー事案の相談等

30,000

ー**ノー事業の相談寺** ストーカー事案は 6年連続約2万件



■ストーカー事案の相談等件数

出典:警察庁生活安全局生活安全企画課•刑事局捜査第一課

「令和3年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」

昔の交際相手から ストーカー行為を __されている



自分だけで 相手を前にして 話すのはこわい…

どうしたらいいかわからず パニックになってしまいそう

他にも…

SNSによる誹謗中傷

インターネット通販詐欺

通り魔被害

痴漢被害

など

さまざまなトラブルが潜む中… 法的トラブルについてはこのような声があります

あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが 起こったことはありますか?

実は、私たちの身の回りでは、 さまざまな法的トラブルが起きています。

「ある」と答えた方 約6.5人に1人

出典: 平成21年内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」

(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル(多重債務、医療事故など)も含まれています。

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、

専門家である「弁護士」に相談できたら安心です。でも・・・

法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか?

「身近に相談できる弁護士がいない」 という方が多いのが現状です。

出典:平成21年内閣府大臣官房政府広報室 「総合法律支援に関する世論調査」をもとに 損保ジャパンにて作成

相談できる弁護士がいない 80.4%

相談できる弁護士がいる 18.8% わからない

0.8%

18.8% 80.4%

0.8%

全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数 1,684人

弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか?

「相談したいけれど費用が高そう」と 感じている人が約6割もいます。

出典:平成21年内閣府大臣官房政府広報室 「総合法律支援に関する世論調査」

弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象(複数回答)

費用が高そうだから 62.8% 弁護士に関する情報がわからないから 37.4% 身近に弁護士がいないから 17.1% 話が難しそうだから 16.4% その他 32.0% わからない 1.3% 20 40 60 80 (%)

みなさまの声にお応えして、



"弁護のちから"が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



お子さま

次の①~③の法的トラブルについて は、被保険者ご本人だけでなく、 お子さま(※1)が遭遇された トラブルについても対象となります。

①人格権侵害(※2)

- こどもがいじめにあい、登校拒否の 状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為を されている。
- ●ソーシャルネットワーキングサービス (SNS)上でいわれもない誹謗中傷 にあい、精神的苦痛を受けた。
- ●電車で痴漢被害を受けた。



②被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転 車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物 といつわられて、偽物のブランド品を 売りつけられた。



③借地•借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から 正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビ が生えてしまったが、家主が修理し てくれない。
- ●借りている土地に建てた家の増築を、 地主が正当な理由もなく承諾して くれない。



トラブルの当事者



次の④~⑤の法的トラブルについては、 保険者ご本人に関わる調停等に要する 弁護士への各種費用が対象となります。

4 遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまら ず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させる とした遺言を残して亡くなり、自分が 相続できる権利が侵害されたため、 調停で手続きすることとなった。



⑤離婚調停(※3)

初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離 婚手続きを進めるしかなくなった。
- こどもの将来のための養育費の額につい て夫婦間の折り合いがつかないため、調 停で離婚手続きをすることとなった。





遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手 続きに至った場合に、被保険者ご本人に係る調停等に要した 費用のみ対象となります。

以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象に なりません。

- ●自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- ●医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- ▶騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に 関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関する トラブル

など

- (※1)被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。
- (※2)人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブル にかぎります。
- (※3)離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生し たときは、保険金をお支払いできません。

ケガの補償

被保険者の範囲:被保険者ご本人



日常生活におけるケガ(傷害)も、24時間補償します。

国内-国外補償

急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

お支払いの対象となる保険金

死亡

事故の発生の日から180日以内

後遺障害

事故の発生の日から180日以内



(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償(※1)

1 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル 解決の委任を行うとき に負担した弁護士費用 を補償します。

■保険金額 (保険期間1年間につき)

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する 弁護士等への委任に かかった費用

× (100%-自己負担割合 10% 法律相談·書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士 へ法律相談・書類作成の 依頼を行うときに負担した 法律相談 書類作成費用 を補償します。

■保険金額 (保険期間1年間につき)

逼實 **10**万円限度

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する 法律相談・書類作成に かかった費用

自己負担額 1.000円 (免責金額)

(※1)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。 (※2)プレミアムプランの場合

いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払い事例(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの 末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束をしてくれたため、合意書面を作成した。

弁護士等への委任にかかった費用 40万円 着手金 15万円、報酬金 25万円



弁護士費用保険金のお支払い額 40万円×(100%-10%(自己負担割合))=36万円

法律相談・書類作成にかかった費用 1万円



法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額 1万円 -1.000円(自己負担額) =9.000円

合計 36万9.000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。





相談できる弁護士が身近にいなくても安心!「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。 お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介し ます。



「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。 警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。 「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

- (注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
- (注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- (注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
- (注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。 事故サポートセンター: 【受付時間】24時間365日 0120-727-110

補償内容 (保険金の種類)		保険金額		
		ライトプラン	ベーシックプラン	プレミアムプラン
弁護士費用	弁護士費用 (自己負担割合10%)	通算100万円限度	通算 200万円 限度	通算 300万円 限度
補償	法律相談• 書類作成費用 (自己負担額1,000円)		通算 10万円 限度	
ケガの補償	死亡または 後遺障害(1~3級)	90万円		

月払保険料	700円	810円	880円

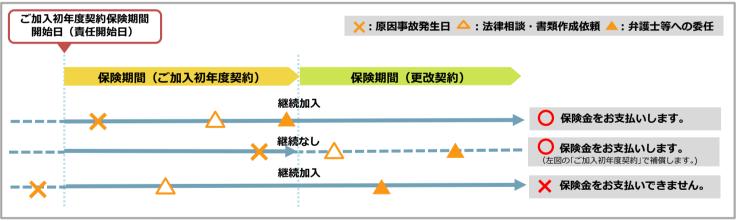
【プラン選択時にご注意いただきたいこと】

- 弁護士費用補償およびケガの補償においては、加入者ご本人が対象です。配偶者やお子さまの補償が必要は方は、別途、Money Canvasの会員となった上で、ご加入いただ必必要があります。ただし、お子さまが加入される場合は、成年者に限ります。
- 交通傷害危険のみ補償特約、後遺障害等級限定補償特約(第1級~第3級)をセットしています。自転車などの交通乗用具との衝突、接触等の交通事故や交通乗用具に搭乗中の事故によるケガが対象となります。後遺障害は1~3級のみ対象となります。

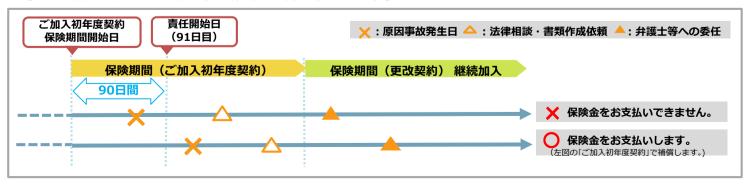
弁護士費用補償に関する保険責任について

- ■保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- ■保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- ■同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、弁護士等への委任もしくは弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼とみなし、保険金が支払われる最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼が行われた時に一連の弁護士等への委任および弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始(原因事故発生日と保険期間との関係)(イメージ図)】



【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注)「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたトラブルについては、保険金をお支払いできません。

ご注意いただきたいこと

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。 ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。 また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

商品の仕	組み	この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
保険契約	渚	株式会社三菱UFJ銀行
保険期間		お申込手続完了日が毎月20日(23時59分59秒)までの場合は、翌月1日午後4時から1年間となり、21日以降の手続き完了の場合は 翌々月1日午後4時から1年間となります。
	·(保険金額等)、保険料、 、込方法等	引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
	加入対象者	三菱UFJ銀行が運営する「Money Canvas 」の会員
	被保険者	三菱UFJ銀行が運営する「Money Canvas 」の会員(けさし、未成年者を除きます。)
	お支払方法	保険始期の翌月にご指定のクレジットカードより決済されます。翌月以後も同様に、毎月所定の期日に請求されます。(12回払)
	お手続方法	「Money Canvas」から画面遷移した加入申込サイトにてお手続きください。 ご継続の場合は、前年度と同等条件のプランで自動継続となりますので、ご加入プランの変更や継続を行わない場合は、別途お 手続きが必要です。
		この保険から脱退(解約)される場合は、『三菱UFJ銀行「弁護のちから」お問い合わせ専用メールアドレス』までご連絡ください。
		『三菱UFJ銀行「弁護のちから」お問い合わせ専用メールアドレス』

中途脱退

艮竹「 开護のちから」ぬ向い古わせ导用ノ 10_info_bengopower@sompo-japan.co.jp

【受付時間】平日:午前9時から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

※団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

ケガの補償

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ※)をされた場合等に、 保険金をお支払いします

- (※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は みません
- (注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。
- ●次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。
 - ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故 ②交通乗用具に搭乗中(※)の事故 ③駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故 ④交通乗用具の火災
- (※)正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での 搭乗を除きます。

保	険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
		事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。たたし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により 正常な運転ができないおそれがある状態での運転
		死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額	④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置
	死 亡 保険金		⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核 燃料物質等によるもの
			⑧地震、噴火またはこれらによる津波⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的 他覚所見^{∞2}のないもの
			他受通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故
<i>t</i> -			①船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする 被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間 の事故
ケガ(国内外補煙		事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の78%(※)~100%をお支払います。ただし、お支払いす	②航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故
外外		る後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	(③グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故
補		後遺障害保険金の額=死亡·後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合	(副被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積込

6

償 後遺障害 保険金

後遺障害の程度に応じた割合 後 直 障 吉 保 険 金 の 額 = 外 匸 ・ 後 直 障 吉 保 険 金 額 🛛 🗡 $(78\% \sim 100\%)$

(※)後遺障害等級限定補償特約(第1級~第3級)をセットしています。

従事中のその作業に直接起因する事故

(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主 義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがそ の主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同

み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に

(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床 検査、画像検査等により認められる異常所見等をいいます。 以下同様とします。

保険金の種類

弁護士

費用(注)

弁護士 費用

保険金

+

法律相談•

書類作成

費用

保険金

保険金をお支払いする主な場合 保険金をお支払いできない主な場合

被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下1から5までのいずれかに該当する 依保険有か、保険期間中の原因事故によって発生した以下1からもまでのいすれかに該当するトラブル(※¹)について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成板を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、以下1・2・5のトラブルの場合は、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。なお、1・5のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときる。 は、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。

1. 被害事故に関するトラブル

ケガを負わされた、財物を壊さ、盗取(※2)にあった等(※2)の被害を被ったことによるトラブルをいいます。

2. 借地または借家に関するトラブル

れた賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家 主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借 契約の条件交渉(賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。)に関するトラブルを含みません。

被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。たたし、被保険者本人が 負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によ るものを含みません。

るものを含みません。 (注1)原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。 (注2)保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。

被保険者と他の相続人との間の遺産分割または侵害額請求 ^(※3)における調停等のトラブルをいいます。ただ し、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分 割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。

(注)保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。

人格権侵害に関するトラブル 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。

(注) 警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブル にかぎります。

保険金種類

弁護士費用

保除金

弁護士等への委任(※4)によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和 解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金を お支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。

お支払いする保険金の額

弁護士費用保険金の額=損害の額×(100%- 自己負担割合10%)

法律相談• 書類作成 費用保険金 弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用(※4)の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。たたし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保 険金額を限度とします。

法律相談・書類作成費用保険金の額=損害の額-自己負担額 1,000円

- (注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下の①または2の保険金の額の うち、いずれか低い金額をお支払いします。
 - ①被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額
 - ②保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類 作成依頼のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額
- (※1)日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。
- (※2) 詐取、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎります。
- (※3) 遺留分の侵害額請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。
- (※4) 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律 相談・書類作成依頼は、弁護士等への委任もしくは弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼 の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの弁護士等への委任または弁護士等および行政 書士への法律相談・書類作成依頼とみなし、保険金が支払われる最初の弁護士等への委任または弁護士等 および行政書士への法律相談・書類作成依頼が行われた時に一連の弁護士等への委任および弁護士等 および行政書士への法律相談・書類作成依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

ラブルに共通の

- ①故意、重大な過失または契約違反
- ②自殺行為※、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナ・ 等の使用
- ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除き ます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波
- ③ 地震、境人などは2012年版 ⑥ 国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦ 財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさ
- び、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし れにより身体の障害または他の財物の損壊 が発生している場合については保険金をお支 払いします。
- ⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職 務遂行に関するトラブルおよび職場におけるい じめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関す るトラブル
- ⑨主として被保険者または被保険者の未成年 の子の職務のために使用される動産または不 動産の所有、使用または管理に起因する事由
- ⑩ 債務整理および金銭消費貸借契約に関するト ラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。)。たたし、盗取による被害事故に関 するトラブルについては保険金をお支払いしま
- 印保険契約または共済契約に関する事由。 ただし、相続財産としての保険契約または共済 契約の遺産分割調停に関するトラブルについ ては保険金をお支払いします。

(※)この保険契約で保険金の支払対象となるトラ ブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払 条件を満たすことが明らかな場合について は保険金をお支払いします。

【各トラブル固有の事由】

左記 1 に該当する場合

- 12自動車等の所有、使用もしくは搭乗または 管理に起因して発生した、被保険者または 被保険者の未成年の子が被った被害事 故に関するトラブル
- (13)医師等が行う診療、診察、検査、診断、治 療、看護または疾病の予防
- (4)あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔 道整復等
- ①薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑 定、販売、授与またはこれらの指示
- 16身体の美容または整形

左記 1・2・5 に該当する場合

①被保険者または被保険者の未成年の子 とその親族との間で発生した事由

左記 1・5 に該当する場合

- (18) 環境汚染
- ⑨環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有 害な特性に起因する事由
- ② 騒音、振動、悪臭、日照不足等
- ② 電磁波障害

左記 3 に該当する場合

② 被保険者の行為に起因して発生したことが明 らかに認められる離<equation-block>語傳に関するトラブル

など

- (注)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償 されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・ 特約の要否をご判断ください(※2)。
- (※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- (※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき などは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額よ、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (https://wwwfsagojp/ordnary/insurance-portalhtml)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義		
	トラブルの原因となった。 原因事故の発生の時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。		
	トラブルの種類	原因事故の発生の時	
	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時	
原因事故	2. 借地または借家に関するトラブル	ラブル 被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時 (通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)	
	3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時	
	4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時	
	5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時	
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。		
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。		
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかざります。		
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。		
被保険者の 未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。		
弁護士等	弁護士または司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をしいます。		
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。		
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んている場合にかぎり、配偶者に含みます。		
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。		
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。		
親族	6親等内の血族、配偶者または親等内の姻族をいいます。		
交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、ペダルのない二輪遊具等を除さます。		

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ●ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- ●加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ●ご契約者または被保険者には、告知事項[∞]について、事実を正確にご回答い*さざ*義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいれ、他の保険契約第に関する事項を含みます。 <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★他の保険契約等(※)の加入状況
 - (※)「他の保険契約等には、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の 全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *ロ頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していたさいたことにはなりません。
- * 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払います。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが 必要です。
- ●弁護士費用総合補償特約において、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故 の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- ●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知なださい。
- ●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した網を返還または請求します。
- ●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- < 被保険者による解除情求(被保険者簡別制度)について> 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ付さい。
- ●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていせざくことがあります。あらかじめご了承ください。
- **〈重大事由による解除等**〉保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- **<他の身体障害または疾病の影響について>**すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

●保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まります。

[弁護士費用総合補償特約]

●離婚制停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- ●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお 支払いできないことがあります。
- ●弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面で ご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、 保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- ●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求書および 保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票
2	事故日時・事故原因および 事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、 紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
3	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療辞酬明細書、入院配院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、 レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) ③弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成を頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる 客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の 委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判 書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類
4	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
5	公の機関や関係先等への調査の ために必要な書類	同意書など
6	被保険者が損害賠償責任を負担する ことが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
7	損保ジャパンが支払うべき 保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

- (※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- ●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払います。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本ノンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の開始日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご 契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割までけたし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額が補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

〇保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

〇損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japancojp/)をご覧ぐざるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用、サナビナかに、ご加入、サナビ保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入、サナビラえで特に重要な事項を正しくご記入、サナビ・マいること等をお客さまご自身に確認して、サナビナかのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認がさい。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、ハンフレ・州に記載の問い合わせ先までご連絡がさい。

□ 補償の内容(保険金の種類)、セ外される特約 □ 保険金額 □ 保険期間 □ 保険料、保険料払込方法 □ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認とださい、告知事項こついて、正しく告知されているかをご確認とださい。)。

□ 被保険者の「生年月日」(また」お「満年齢」)、「性別」は正しいですか。

□ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いけざきましたか。

【補償重複についての注意事項をご確認ください。】

口補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認、サナラ、補償・特約の要否をご判断ください。

3 お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

□ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認とださい。

お問い合わせ はこちら

三菱UFJ銀行「弁護のちから」お問い合わせ専用メールアドレス

10 info bengopower@sompo-japan.co.jp

お問い合わせの受付時間に よっては、当日のご回答が 難しい場合があります。

【受付時間】平日:午前9時から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

●取扱代理店

株式会社三菱UFJ銀行 〒100-8388 東京都千代田区丸の内2-7-1 ●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 金融法人第二部 営業第一課 〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

万一、事故にあわれたら

● 事故が起こった場合は、損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

事故サポートセンター ◆おかけ間違いにご注意ください。

0120-727-110 【受付時間】24時間365日

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

- 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結してい ます。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
- -般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター ◆おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日:午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始は休業)



20570-022808 〈通話料有料〉

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- ●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、 取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- ●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に 応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式 ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。 ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご加入者限定電話相談サービス

SOMPO 健康・生活サポートサービス

弁護のちからでは、電話相談サービスを無料でご利用いただけます。

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンの弁護のちからにご加入いただいている皆さまがご利用いただける 各種無料電話相談サービスです。

サービスメニュー

- ●健康・医療相談サービス
- ●介護関連相談サービス
- ●人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- ●医療機関情報提供サービス
- ●専門医相談サービス(予約制)

- ●法律・税務・年金相談サービス(予約制・30分間)
 - 一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士 がお答えするものです。
- ●メンタルヘルス相談サービス
- ●メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス
- (注1)本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
- (注2)ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- (注3)ご利用は日本国内からにかぎります。
- (注4)ご相談内容やお取次事項によっては有料となるものがあります。
- (注5)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (注6)ご利用いただく際は、加入者証等に記載のSOMPO健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。

